

平成29年度 第6回

江 田 島 市 農 業 委 員 会 議 事 録

江 田 島 市 農 業 委 員 会

平成29年度第6回江田島市農業委員会議事録

日 時	平成29年9月27日 14時00分	場 所	農村環境改善センター
出席委員	3 菊元 久義 4 西中 克弘 5 前田 榮子 6 胡子 勝弘 7 島本 俊明 8 小林 秀幸 (職務代理) 9 新本 昌幸 10 清水 正子 11 前城 美智男	12 中下 雅敏 13 爲廣 明法 14 小松 巧 15 下田 満 16 中田 光治 17 大段 幸雄 18 濱田 末夫 20 松岡 雄二 21 森本 健太郎 (会長)	
欠席委員	1 村上 浩司 2 小跡 孝廣 19 峯本 弥生		
出席者 総 数	出席委員 18名 欠席委員 3名		
その他 出席者	事務局長 松岡 弘倫 書 記 奥原 芽衣 書 記 中下 将良 書 記 窪田 松枝		
議事録 署名委員	18 濱田 末夫 20 松岡 雄二		
提出議題	議事 議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第28号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第30号 農地利用集積計画の決定について 議案第31号 農業振興地域整備計画の変更について  協議事項 新体制の農業委員及び農地利用最適化推進委員の経過について 農地利用状況調査について		

## 平成29年度第6回江田島市農業委員会総会次第

### 1 開 会

事務局長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから、平成29年度第6回江田島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会出席者数は、21名中、欠席者数3名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による出席委員が過半数を超えていますので、本総会は成立することを報告いたします。  
それでは、最初に会長がご挨拶を申し上げます。

議長 それでは、どなたもご苦勞でございます。現行の農業委員会組織も、今月と来月で、10月末で一応任期満了ということになりまして、新規の農業委員さん、また、推進委員さんも、ほぼ固まってきつつありますけれども、今回の審議事項につきましては、例月どおり、慎重なる審議を賜りまして、適正なるご決定を頂きたい、このように思いますのでよろしくお願ひします。

### 2 議事録署名者の指名について

議長 それでは、議事録の日程に基づきまして、議事を進めたいと思いますが、日程第2の議事録署名者の氏名でございますけれども、今回の議事録署名者につきましては、18番の濱田委員と、20番の松岡委員にお願いすることとし、書記につきましては、松岡事務局長、奥原書記、中下書記、窪田書記を指名させていただきます。

### 3 諸 報 告

議長 日程第3の諸報告でございますが、事務局から何かございますか。

事務局長 いいえ、特にはありません。

### 4 議 事

議長 それでは、特別に諸報告もございませんので、早速ながら、日程第4の議事に入りたいと思いますけれども、議案第27号農地法第3条の規定によります許可申請につきまして、事務局から説明をしてもらいます。

事務局長 はい。3ページをご覧ください。

番号1。贈与人●●●●。住所、東広島市\_\_\_\_\_。受贈人▲▲▲▲。住所、能美町\_\_\_\_\_。所在地、能美町鹿川\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、109㎡。

申請理由は贈与で、受贈人は「贈与人の希望により、受贈する」ということでした。

以上のことから、こちらの申請は適正であると思います。ご審議をお願いします。

議長 はい。それでは、この1番の案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

松岡委員 鹿川の松岡でございます。●●さんには電話で確認しまして、また▲▲さんにも話を伺いました。申請どおり間違いありません。申請地は柿が2本生えているだけの小さなところですが、なぜ話が持ち上がったかと言ったら、農協で話があったそうです。●●さんの家を▲▲さんが購入されるそうなんですけども、もらってほしいという話でございます。特に問題ないと思われます。以上です。

議長 はい。この案件につきまして、何かご意見ご質問ございますか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないようでございますので、この1番の案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 許可することに全員異議がないということでございますので、許可といたします。次をお願いします。2番と3番を一緒に説明してください。

事務局長 はい。番号2と番号3は関連した案件ですので続けて説明させていただきます。番号2。贈与人●●●●。住所、横浜市\_\_\_\_\_。受贈人▲▲▲▲。住所、江田島町\_\_\_\_\_。所在地、江田島町\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、136㎡。

申請理由は贈与で、受贈人は「自家消費野菜を栽培するため、受贈する」ということでした。

続きまして、番号3。貸人■ ■ ■ ■。住所、江田島町\_\_\_\_\_。借人▲▲▲▲。住所、江田島町\_\_\_\_\_。所在地、江田島町\_\_\_\_\_。地番、〇〇番。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、1,340㎡。

申請理由は使用貸借で、借人は「自家消費野菜を栽培するため、借り受ける」ということでした。

以上のことから、こちらの申請は適正であると思います。ご審議をお願いいたします。

議長 はい。それでは、▲▲さんが新規農業者になるということで、2番と3番の一括上程をさせていただいたわけですが、この案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

島本委員

江田島町切串の島本です。2番につきましては、先般、●●さんに電話で、▲▲さんには現地で確認をいたしました。場所は江田島町\_\_\_\_の、港の西側約150メートルのところですが、内容につきましては、申請書に記載の通りでございます。申請書に記載のように、●●さんは横浜に住んでおり、管理が出来ないため手放すとのことでした。▲▲さんは親の手伝いで野菜の栽培をしており、この機会に自分で野菜を作りたいとのことでございます。また、3番につきましては、▲▲さんまた■■さんに、それぞれ確認をいたしました。場所は、浄水場から約100メートル下った川向こうで、内容につきましては申請書に記載の通りです。■■さんは先日まで入院をしており、体調が悪いということもありまして、▲▲さんに耕作してもらおうということでございました。以上です。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長

それでは、この2番と3番の案件につきまして、ご意見ご質問ございますか。

中下委員

この件に関しては賛成なんですけど、それとは別にこのたびの全国農業新聞の中に宅地を買った人が、すぐそこに自家栽培用の農園がついているというような案件が都市中心にだんだん増えているということが載っていたんです。このように、自治体では1アールから認めるが、その代わりに5年以上つくるとか、定住するというような付帯条件をつけています。新しい形で、家庭菜園をどうやって維持するかという観点から、農地の存続ということを考えたかどうかということが、農業新聞に載っていたんです。江田島市の農業委員会も、そういったことは少し真面目に、考えるべき時期に来ているんじゃないかと思います。以上です。

議長

それは家の隣の農地ということか。それともその宅地の一部分ということか。

中下委員

家庭菜園として、新規に農地を取得する案件に関しては、10アールよりもっと細かい数値でもいいんじゃないかということですね。そこを突破口に農地を維持できるなら、それもありじゃないかということです。

事務局長

一応ですね、下限面積に関係したことで、ここ1、2年住宅に隣接している小さな農地があるために、住宅を動かすことが出来ない、という案件が全国に生じている、という話はでておりまして、先ほど中下委員さんが仰られましたように、全国で60か80かぐらいの自治体がそれを取り入れています。江田島市の場合も空家バンクという制度も作っておりまして、その中で農地があるために、ということも今まで何回もあったことは事実です。また、どうしても、それをクリアするために、貸借を行ったりということがあったのも事実でして、今後はそういうことも検討して、いずれは実行していかないと、農地も動かず、家も動かず、市としても問題になっている空家問題を、両方解消するために、事務局としてそういう方法をとる必要がある

のではないかと考えています。ただ、どうしても、江田島市が1番前を走るのを苦手なこともありまして、また広島県内でも結果をだせていない状況がありますので。それが必要だという認識は十分もっておりますので、今後の課題として近い時期にそういうものができるようにしたいと考えております。

大段委員

もともと農業委員会が下限面積を作ったんでしょう。私らでも、家を建てるからといって畑を貰ったら、20坪の家を建てるのに3つも4つも畑はいらないから、分筆しようと言います。結局面倒なので農地を後回しにして家を建てる。そしたら下の土地の方も家を立てますということで全部を宅地にしたんだけど、そういう場合、たいていの人は登記を宅地に切り替えてくれないうですね。

今は駐車場にしました、という名目で登記を切り替えているけども、こういうことは多いことだと思う。農地法で、必要ないところはしなくていい、家にするところだけ転用して宅地にしろと。そういうところはいっぱいあるんじゃないかでしょうか。

中下委員

実際問題、ネット上で譲りたい、売りたいという不動産も出てるので。そういうのを見ると大体家庭菜園がついてますとでているんです。登記できないだろう、と思うんですね。

大段委員

それは問題点だろう。

中下委員

移住を推進しているといいながら、そういった法の不備というのが目の前にぶらさがっているんです。この件に関してはよそでどのような付帯条件をつけているのかということは、一応事務局のほうで調べていただいて、たたき台をだしていただきたいと思います。

事務局長

わかりました。

中下委員

以上です。

議長

2番と3番の審議中ですが、他にご意見ご質問ないですか。

委員

意見・質問なしの声あり。

議長

ないようでございますので、2番と3番の案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員

異議なしの声あり。

議長

全員許可ということに異議がないということでございますので、許可とい

たします。続きまして、議案第 27 号を終わります。次の議案第 28 号、農地法第 4 条の規定によります。許可申請につきまして、事務局から説明してもらいます。

事務局長

はい。11 ページご覧ください。

番号 1。こちらは、追認の案件です。申請人●●●●。住所、東広島市\_\_\_\_\_。所在地、能美町鹿川\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳、畑。現況、宅地。面積、33 m<sup>2</sup>。申請理由は、「昭和 52 年に隣接する宅地に居宅を建築したが、誤って農地である申請地にも建物の一部が掛かっていた。この度、未登記の居宅を登記するにあたり、農地に居宅が掛かっていることが分かったので、始末書を添付して申請する」ということでした。

審議をお願いいたします。

議長

はい。それでは、この 4 条の第 1 番につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

松岡委員

先ほど、3 条の 1 番の議案でもでたんですけど、●●さんが 40 年前に購入したという自宅です。現在この人は東広島市に住んでるということで、空き家になっています。次の 12 ページと 13 ページを見てほしいんですけども、この区画が農地の範囲に引っかかかっていて、売却するにあたって初めて気づいたそうです。狭いところなんですけれども、これを登記するところなのに気づかなかったので、すいません、よろしく願いしますということです。

議長

この件につきましてご意見ご質問ございますか。

委員

意見・質問なしの声あり。

議長

ないようでございますので、この 1 番の案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員

異議なしの声あり。

議長

全員許可ということに異議がないということでございますので、許可いたします。続きまして、次をお願いします。

事務局長

はい。15 ページをご覧ください。番号 1。譲渡人●●●●。住所、大阪市\_\_\_\_\_。譲受人▲▲▲▲。住所、広島市\_\_\_\_\_。所在地、能美町鹿川\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、1,365 m<sup>2</sup>。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、896 m<sup>2</sup>。

申請理由は譲渡で、譲受人は「太陽光発電設備設置のため、譲り受ける」ということでした。パネル、288 枚、発電量は 82.03 キロワットの設備を以上のことから、

こちらの申請は適正であると思います。ご審議をお願いいたします。

議長

はい。それでは、この1番の案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

松岡委員

松岡でございます。この太陽光の場所は次の16ページになるんですけども、神社の北側に位置するところなんです。そこに太陽光発電を作りたいということなんです。この土地の近くに、地図で言ったら16ページの右側に■■さんという方がいらっしゃるんですが、この人が譲渡人の伯父さんに当たる方になります。譲渡人の●●さんは大阪で病気になられていて透析をされているので、代理人である伯父さんがこの土地を長年管理されているということでした。もともとは当該地の近くに、昔お母さんが住んでおられまして、この方が7年前に亡くなったんですね。それで、それを兄弟である■■さんが管理していたわけです。家にお伺いして色々話したわけですが、●●さんが相続されていまして、私も管理できないということで、●●さんと相談して売却してくれという話になったみたいです。太陽光設備を作るにあたっては、すぐ近くにこ誰も住んでおられない空き家があります。下側が南口で、道路よりも傾斜があるところがありまして、だいぶ上のほうにありますので、太陽光設備をするのは問題ないと思われま。そういうように確認しておりますので、特に問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議長

この件につきまして、なにかご意見ご質問ございますか。

委員

意見・質問なしの声あり。

議長

ないようでございますので、この1番の案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員

異議なしの声あり。

議長

全員許可することに異議がないということでございますので、許可といたします。次をお願いします。

事務局長

番号2。譲渡人、持分2分の1、●●●●。住所、広島市\_\_\_\_\_。持分2分の1、■■■■。住所、兵庫県尼崎市\_\_\_\_\_。譲受人、▲▲▲▲。住所、広島市\_\_\_\_\_。所在地、能美中町\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、160㎡。〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、484㎡。

申請理由は譲渡で、譲渡人は「太陽光発電設備設置のため、譲り受ける」ということでした。パネル、300枚、発電量は85.5キロワットの設備を設置予定です。

ご審議をお願いします。

議長 この 2 番の案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思いますが。

爲廣委員 爲廣です。まず現地のほうを確認しまして、それから譲受人の方に電話で確認しました。譲受人の方の話では、準備は全部出来ているので、許可があり次第、取り掛かりたいということでした。譲渡人のほうに電話をしましたが、今回のことについて、●●さんも、■■さんも、いずれも市外に住んでおられるので、管理が困難なため譲り渡すということでした。そもそもが▲▲さんがお婆さんの面倒をみていたので、亡くなったときに遺贈されたことです。管理ができないのでどうしようかなと思っていたところに今回の案件がでてきましたので、譲り渡したいとのことでした。特に問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 この案件につきまして、ご意見ご質問ございますか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないようでございますので、この 1 番の案件につきまして、許可することに異議有りませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員許可することに異議がないということでございますので、許可といたします。次をお願いします。

事務局長 番号 3。譲渡人●●●●。住所、大柿町\_\_\_\_\_。譲受人▲▲▲▲。住所、能美町\_\_\_\_\_。所在地、能美町鹿川\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、464 m<sup>2</sup>。

申請理由は譲渡で、譲受人は「会社の駐車場用地として譲り受ける」ということでした。

ご審議をお願いします。

議長 この 3 番の案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

松岡委員 はい。松岡です。●●さんには電話で確認をしました。20 ページを見ていただきたいのですが、同ページの申請者の会社用地ともう一つの会社用地の真ん中にある申請地になります。去年の農地利用状況調査のときに遊休農地の判定をしたところですが、ここが道路に近いところなんです。▲▲さんが、この申請地にイノシシが住み着いてどうにもならんということがあり、ここを駐車場にしたいということでした。▲▲さんとしても便利がいいということで買いたいそうです。間違いありませんので、よろしくをお願いします。

議長 この件につきまして、ご意見ご質問ございますか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないようでございますので、この3番の案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員異議がないということでございますので、許可といたします。以上で、農地法第5条の規定による許可申請につきましては、審理は終了いたします。次をお願いします。

事務局長 はい。次は、農用地利用配分計画原案の意見聴取についてです。25ページをご覧ください。番号1から番号3は同一の案件ですので、続けて、説明させていただきます。

番号1、利用権を設定する農用地、大字、大柿町飛渡瀬\_\_\_\_\_。現況地目、田。面積、1,700㎡。

番号2、利用権を設定する農用地、大字、大柿町飛渡瀬\_\_\_\_\_。現況地目、畑。面積194㎡。

番号3、利用権を設定する農用地、大字、大柿町飛渡瀬\_\_\_\_\_。現況地目、畑。面積474㎡。

利用権を設定する者の住所氏名、広島市\_\_\_\_\_、●●●●。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者。住所氏名、能美町\_\_\_\_\_。設定する利用権、使用貸借権。利用権の内容、果樹。始期、平成29年10月1日。終期、平成33年7月1日。期間は3年9か月です。継続の案件です。

以上で説明を終わります。

議長 この農用地利用集積計画について、何か、関係農業委員について、ご意見はございますか。

小松委員 小松です。今までは問題なかったということですし、このたびは契約の継続ということでもありますので、問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議長 それでは、この農用地利用集積計画につきましては。ほかにご意見ございませんか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないようでございますので、この案件につきましては、一応、市長宛に、農業委員会としては異議がないということで報告をさせていただくこととします。次をお願いします。

事務局長

次は、農業振興地域整備計画の変更についてです。33 ページをお開きください。

農用地区域からの除外の案件です。

1 番から 5 番は、江田島町幸ノ浦\_\_\_\_\_市道宮ノ原幸ノ浦線の拡幅工事に伴うものです。

6 番と 7 番は能美町中町\_\_\_\_\_の用悪水路の改修工事に伴うものです。

8 番は、能美町中町\_\_\_\_\_の宅地への転用のための除外案件です。

9 番は、能美町中町\_\_\_\_\_の太陽光パネル設置のための、除外案件です。

10 番は、沖美町畑\_\_\_\_\_の宅地への転用のための除外案件です。

11 番と 12 番は、沖美町是長\_\_\_\_\_の太陽光パネル設置のための、除外案件です。

続きまして、49 ページをご覧ください。こちらは、農業地区域への編入の案件です。

1 番から 3 番の江田島町宮ノ原\_\_\_\_\_の農地と、4 番から 7 番の沖美町岡大王\_\_\_\_\_の農地は、中山間地域等直接支払事業の実施区域とするため、編入するものです

8 番と 9 番は、沖美町是長\_\_\_\_\_の農地を、畑地帯総合整備事業受益地とするため、編入するものです。以上で、説明を終わります。

議長

はい。この案件について、一項目ずつ審議するまでもないと思うので、総合的に事務局から説明したとおりですが、なにか、ご意見ご質問があればお聞かせ願いたいと思います。編入や除外について。この案件について、事務局に聞いてみたいというような案件はございますか。

濱田委員

聞いてみたいんですけど、農用地区域に編入する案件なんですけど、図面を見ると中山間地域に値する畑があるんですけど、編入する地番と地番の間に間があるんですね。まあこの審査をする前には一定の集落とか議論するんじゃないかと思うんですけども、この間の地番はどうなんでしょうか。別に編入しなくても事業なんかには、関係ないんでしょうか。

事務局長

中山間に関しては、もうすでにこの地域で事業を行っているのに、追加でいわれたという案件です。ですからこの図面に色がついていない中でも、中山間地域の対象の農地がたくさんあるところへ加わりたいという農地を、中山間地域の事業にするために農業地域に加える、という意味です。

濱田委員

このたび一番最初の案件の、51 ページですか。51 ページの図面を見ると、上下と、あわせて申請するんだと。その間の〇〇番の周りには、すでに農用地区域として編入されていてこれだけが残っているということですか。

事務局長

中山間地域の方は、農地の筆ごとに指定をされますので、面ではないです。その間が例えば農地になるところがあっても、そこは中山間地域の対象になってないということです。ですから、そこの地番は申請からとんでいて、又

はなれた地番で申請があるという形です。ただ、全体として面で指定ではなく、農地の筆ごとに中山間地域の対象となっておりますので、このたびは、この図面で言うと、3筆が中山間地域の事業の対象のうちに入りたいということで、農用地に編入した、ということです。

濱田委員 　　では、他のところは入らなくてもいい、ということですね。

事務局長 　　そうです。

濱田委員 　　あと、同ページの一番最後の案件で、畑地総合整備計画ですよ。この場合は、この場合は1つの区切りがわいてるわけですね。

事務局長 　　これは全体の面積を通しての県の計画で、示して、そこで事業をやりますということでやることになるんですが、今回は除外の案件が多数ありまして、除外をして事業実施計画の全体の面積が変わる、ということは認められないということでした。そのため、かわりに農用地でない、受益地には入っていないところを編入にすることで受益地として、全体の面積を保つために、今回編入させていただいております。

濱田委員 　　ただですね、このように編入するには、畑地帯の総合整備事業の受益地になるために編入するんだとなれば、ここの番地の間の農地ですよ、これも当然受益地になるんじゃないか、と思うんですね。

事務局長 　　面で受益地は囲まれているんですけども、その中に受益地じゃない土地も現実にはたくさん含まれています。給水装置がいない人とか、使っていない農地もたくさんあって、そこが受益地になっていないところも含まれているんです。結果受益地になっていたところが、受益地からはずしてくれ、ということになったために、総面積が足りないの、受益地じゃないところを受益地にすると。代わりを自分で見つけてきてくれ、ということ。

濱田委員 　　それは、この畑地総合計画も同じことなんですか。

事務局長 　　畑地総合計画が、そういうことなんです。

濱田委員 　　今の議案で言うと、この道路に面した土地は受益地であって、道路に面していない隣の土地は受益地ではないということなんですね。受益するのは同じじゃないのかなと思って。

事務局長 　　ですから、畑として使っていくという希望があった農地と、そうじゃない農地で、もう使わないという農地を強制的に取り上げるというのはされていないので、受益地、そうではないというのが、面でといいながらも、間と間にあるような状態です。

小松委員      はい。申請を出すものも、出さなかった分も、例えば道が出来たら、受益地にそこを使うんじゃないかということだと思っんです。水の上とかだったら、作物がとれんていうのが分かるからね。そういうことじゃないのかと思っただけど。

事務局長      このたびの申請は、道の案件なんですよ。

小松委員      だから、そういうようなことがあるんじゃないかということだと思っんですよ。濱田委員さんが言うことはね。申請を出せば受益地になるということは、道が出来たら、そこが使えるんじゃないかというようなことがあるんじゃないかと。そういうのを含めて聞いているんじゃないかと。

議長            そういふ面もあるし、まあ、たとえばね。相続して東京に住んでいるとか、実質的に耕作していない農地も荒れているというところ、従来は農道とか水路というものは面的なもので、地域の推進委員さんに協力してもらって判をもらっていたんよね。昨今は一筆一筆、農家から同意を得て受益面積を増やしているんですよ。荒れた農地について、農政局のほうが見に来て、受益地だといつても、用水を引っ張りますか、そこが農地で、本当に農業用水を使うんですか、と言われても困るので、本人の同意が得られる範囲内で、受益地に賛同していただいて面積を確保しています。

ですから、最低限の下限面積の農地がないと、国が採択してくれなくて、補助金をくれないんですよ。だから、あれやこれやで苦しい場面もあるんですが、そのあたりの工夫をしながら、そういった受益面積を増やしておく、ということですね。

それでは、この農地の編入除外の案件につきましては、異議ございませんか。

委員            異議なしの声あり。

議長            それでは、この案件につきましては、市長から依頼を受けていますので、農業委員会としては、特別の意見はないということで回答をさせていただきます。以上で、農業振興地域整備計画の変更につきましては、終了いたします。

## 5 協 議 事 項

議長            以上で議事は終わりました、日程第5の協議事項ですが、事務局から何か。

事務局長      ・新体制の農業委員及び農地利用最適化推進委員の経過について  
・農地利用状況調査について

6 その他

議長

本日の農業委員会総会は終了いたします。ありがとうございました。

前記のとおり協議決議したことに相違ないことを認めるために署名捺印する。

平成 年 月 日

江田島市農業委員会 会長 \_\_\_\_\_

委員 \_\_\_\_\_

委員 \_\_\_\_\_